

しまねUIターンテレワーク支援事業

県外の方が島根でテレワークをするために必要な通信費等を支援します。

(1) 対象者

現在、島根県外に居住しており、今後、島根県内に居住しテレワークにより業務を行う以下の方

①テレワークにより勤務先の業務を行う県外企業の従業者(法人、個人いずれの申請も可能)

②県外事業者とテレワークにより事業を行う個人事業者(個人申請のみ)

※①は従事企業または企業従事者個人どちらかへの助成、②は個人への助成になります。

※また、前年度において補助金の交付を受けた方で当該年度においても交付対象事業を実施される場合は、当該年度において再度申請し交付決定を受けた方に限り、対象者となります。詳しくは下記問い合わせ先へご確認ください。

(2) 申請受付期間

①転居前に申請する場合：令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

②転居後に申請する場合：県内に転居した日から1ヶ月以内

(3) 対象期間、対象経費及び助成額

①対象期間(最長12ヶ月)

・島根県内に居住し、交付決定日以降に発生した経費(令和5年3月31日までに支払を完了し、かつ実績報告書を提出したものに限り)

②対象経費及び助成額(消費税、地方消費税、テレワークを実施するにあたり従事企業から支給される手当及び従事企業から実費支給される経費は除く)

補助対象経費	助成額の上限	備考
①通信環境整備費(回線工事費、契約料)	80,000円	—
②通信費(回線使用料)	5,000/月	・交付決定から12ヵ月支払分までが補助対象 ・居宅回線利用の場合も対象となります
③シェアオフィス使用料	25,000/月	・交付決定から12ヵ月支払分までが補助対象
④従事企業への出張交通費	50,000/月	・企業従事者のみが対象 ・交付決定から12ヵ月支払分までが補助対象

(4) 要件等

・事業実施期間の日数の2分の1以上県内に居住し、テレワークによる勤務をすること。

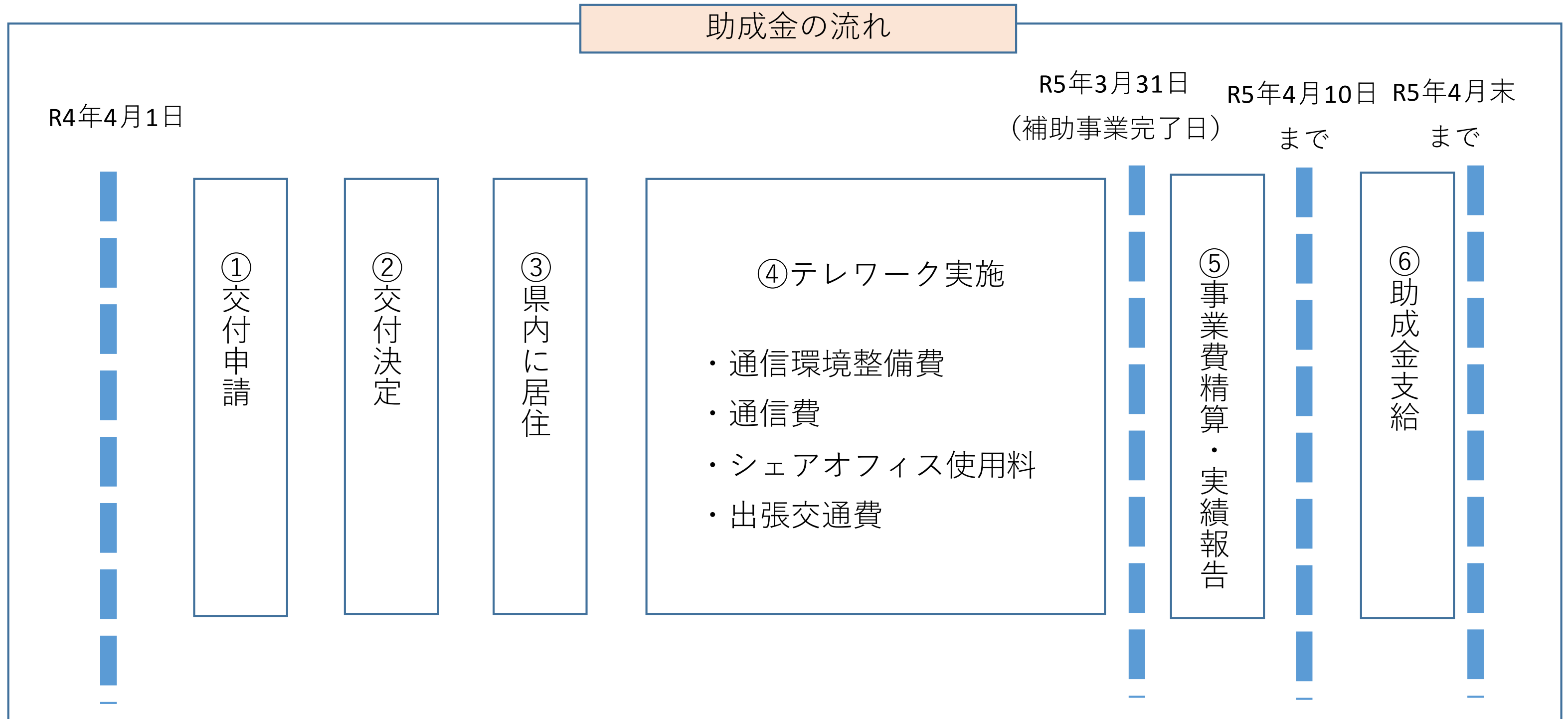
・申請時に、住民票や賃貸契約書等県内にいることを証明する書類や、テレワークをしていることが分かる書類を添付。

問い合わせ先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部しまね暮らし推進課

電話 0852-22-6157 メール shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp

参考：助成金の流れ



※③は、①と②の前でも可

例えば、県内居住開始日が旧年度（R4.3.1）であっても、申請日が新年度（R4.4.1）であれば申請可能。

ただし、交付決定日以降に発生した費用が補助対象となります。

また、申請可能期間は「県内居住開始から1ヶ月以内」であるため、県内居住開始日がR4.2.28以前の場合は申請不可となります。